



島根県報

平成23年7月22日（金）

第2,309号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成23年度第4次自衛官募集	（消 防 防 災 課）	2
家畜伝染病の患畜の発生の届出	（食料安全推進課）	3
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	3
区画漁業権の消滅	（水 産 課）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（ " ）	4
障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センター の事務所の所在地変更の届出	（雇 用 政 策 課）	4

【労委告示】

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の 認定		5
--	--	---

告 示**島根県告示第494号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成23年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成23年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集種目

男性 自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

女性 自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 募集期間**(1) 男性**

平成23年8月1日（月）から9月9日（金）まで

試験期日は、受付後、自衛隊島根地方協力本部から連絡する。ただし、9月1日（木）以降に受付を行った者及び平成24年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者は、第2回の試験期日となる。

(2) 女性

平成23年8月1日（月）から9月9日（金）まで

3 試験期日**(1) 男性****第1回**

筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験

平成23年9月3日（土）・4日（日）のいずれか1日

第2回

筆記試験・適性検査・作文

平成23年9月17日（土）

身体検査・口述試験

平成23年9月25日（日）～9月29日（木）の間のいずれか1日

(2) 女性

筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験

平成23年9月28日（水）

4 試験場の位置及び名称**(1) 男性****第1回**

筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験

出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

陸上自衛隊出雲駐屯地

第2回

筆記試験・適性検査・作文

松江市東津田町1741-1（電話0852（32）5605）

島根県松江合同庁舎

出雲市大津町1139（電話0853（30）5509）

島根県出雲合同庁舎

浜田市片庭町254（電話0855（29）5505）

島根県浜田合同庁舎

隠岐郡隠岐の島町港町塩口24（電話08512（2）9797）

島根県隠岐合同庁舎

身体検査・口述試験

出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

陸上自衛隊出雲駐屯地

(2) 女性

筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験

出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

陸上自衛隊出雲駐屯地

5 採用予定日

平成24年3月下旬から4月上旬

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の方

(2) 試験科目

ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部（松江市向島町134-10電話0852（21）0015）に連絡すること。

島根県告示第495号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、患畜が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所 又は区域	発生年月日	その他参考となる べき事項
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	奥出雲町	平成23年7月7日	ホルスタイン 自家産牛
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	益田市	平成23年7月8日	ホルスタイン 共に県外導入牛

島根県告示第496号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
簸川郡斐川町大字阿宮2084-3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第497号

漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項の規定により、平成23年7月13日付けで次の区画漁業権の消滅を免許漁業原簿に登録したので、告示する。

平成23年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

免許番号、漁業権者の住所及び氏名（名称）

免許番号	住 所	氏 名 (名 称)
区第401号	島根県隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾19番地	有限会社隠岐真珠
区第402号	島根県隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾19番地	有限会社隠岐真珠
区第403号	島根県隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾19番地	有限会社隠岐真珠
区第246号	島根県隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾19番地	有限会社隠岐真珠
区第249号	島根県隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾19番地	有限会社隠岐真珠

島根県告示第498号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖平田加入区（宍道湖漁業協同組合）

島根県告示第499号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定により告示する。

平成23年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業者の住所	事務所の所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 桑友	松江市天神町93番地	松江市天神町45-1	松江市千鳥町70番地	平成23年7月1日

労 働 委 員 会 告 示**島根県労働委員会告示第2号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成23年7月14日次のとおり認定したので告示する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定（平成19年島根県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

平成23年7月22日

島根県労働委員会会長 近藤正三

島根県企業局の職員が結成し、又は加入する島根県企業局職員労働組合については、当該企業局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	役 職 名
本局	局長 次長 総務課長 総務課上席調整監 総務課調整監 経営課長 経営課調整監 施設課長 施設課調整監 総務課総務予算グループリーダー
東部事務所	所長 管理部長
西部事務所	所長 管理部長